

付属資料 2 主な被災者支援関連制度集

支援の種類	制度名（根拠法等）	ページ数
経済・生活面の支援	被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）	p.228
	災害弔慰金（災害弔慰金法）	p.229
	災害障害見舞金（災害弔慰金法）	p.229
	災害援護資金（災害弔慰金法）	p.230
	生活福祉資金貸付制度（福祉費（緊急小口資金・災害援護費））	p.231
	教科書等の無償給与（災害救助法）	p.231
	雇用保険の失業等給付	p.232
住まいの確保・再建のための支援	住宅の応急修理（災害救助法）	p.233
	応急仮設住宅（災害救助法）	p.234
	災害復興住宅融資（建設）	p.236
	災害復興住宅融資（購入）	p.237
	災害復興住宅融資（補修）	p.238
	公営住宅への入居	p.239

【留意事項】

本資料は、主な被災者支援関連制度について、以下より抜粋し作成したもの。その他の被災者支援関連制度については、以下を参照すること。

- ・「被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府防災（令和4年7月1日現在）」
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsujou.pdf



- ・内閣府防災情報のページ> 災害救助法
https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujou.html



＜経済・生活面の支援＞

制度の名称	被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）																																																
支援の種類	給付																																																
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給。 ● 支給額は、次のとおり。 （世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になることに留意。） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>(住宅の被害程度)</th> <th colspan="2">(住宅の再建方法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">① 全壊 (損害割合 50%以上)</td> <td rowspan="3">100 万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200 万円</td> <td>300 万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100 万円</td> <td>200 万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>50 万円</td> <td>150 万円</td> </tr> <tr> <td>② 解体</td> <td rowspan="2">50 万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200 万円</td> <td>250 万円</td> </tr> <tr> <td>③ 長期避難</td> <td>補修</td> <td>100 万円</td> <td>150 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">④ 大規模半壊 (損害割合 40%台)</td> <td rowspan="3">50 万円</td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>50 万円</td> <td>100 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤ 中規模半壊 (損害割合 30%台)</td> <td>建設・購入</td> <td>100 万円</td> <td>100 万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50 万円</td> <td>50 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>25 万円</td> <td>25 万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 支援金の使途は限定されていないため、どのようなものにもでも使用可能。詳しくは内閣府の防災情報のページ https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shien_sya.html 「被災者生活再建支援法の概要」を参照。 					基礎支援金	加算支援金		計	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		① 全壊 (損害割合 50%以上)	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円	補修	100 万円	200 万円	賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円	② 解体	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円	③ 長期避難	補修	100 万円	150 万円	④ 大規模半壊 (損害割合 40%台)	50 万円	賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円	⑤ 中規模半壊 (損害割合 30%台)	建設・購入	100 万円	100 万円	補修	50 万円	50 万円		—	賃貸（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円
	基礎支援金	加算支援金		計																																													
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)																																															
① 全壊 (損害割合 50%以上)	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円																																													
		補修	100 万円	200 万円																																													
		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円																																													
② 解体	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円																																													
③ 長期避難		補修	100 万円	150 万円																																													
④ 大規模半壊 (損害割合 40%台)	50 万円	賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円																																													
		⑤ 中規模半壊 (損害割合 30%台)	建設・購入	100 万円	100 万円																																												
			補修	50 万円	50 万円																																												
	—	賃貸（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円																																													
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度の対象は、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等の区域に係る自然災害 ● 制度の対象となる被災世帯は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅が「全壊」した世帯 ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住するこ 																																																



	<p>とが困難な世帯（中規模半壊世帯）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災時に現に居住していた世帯が対象となるので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象にならないため留意。
--	---

制度の名称	災害弔慰金（災害弔慰金法）
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給。 ● 災害弔慰金支給額 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給 ➢ その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により死亡した者の遺族 ● 遺族の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 配偶者、子、父母、孫、祖父母 ➢ 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） <p>※対象は、1市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害等。</p>

制度の名称	災害障害見舞金（災害弔慰金法）
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給。 ● 災害障害見舞金支給額は次の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給 ➢ その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（125万円以下）を支給
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により以下のような重い障害を受けた者 <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼が失明した人 2. 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 5. 両上肢をひじ関節以上で失った人 6. 両上肢の用を全廃した人 7. 両下肢をひざ関節以上で失った人 8. 両下肢の用を全廃した人 9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する

障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 ※対象は、1市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害等。
--


制度の名称	災害援護資金（災害弔慰金法）																																							
支援の種類	貸付（融資）																																							
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付け。貸付限度額等は以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff;">貸付限度額</td> <td colspan="2"> ①世帯主に1か月以上の負傷がある場合 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff;">貸付利率</td> <td colspan="2">年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff;">据置期間</td> <td colspan="2">3年以内（特別の場合5年）</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff;">償還期間</td> <td colspan="2">10年以内（据置期間を含む）</td> </tr> </table>	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合			ア 当該負傷のみ	150万円		イ 家財の3分の1以上の損害	250万円		ウ 住居の半壊	270万円		エ 住居の全壊	350万円		②世帯主に1か月以上の負傷がない場合			ア 家財の3分の1以上の損害	150万円		イ 住居の半壊	170万円		ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円		エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）		据置期間	3年以内（特別の場合5年）		償還期間	10年以内（据置期間を含む）	
貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																																							
	ア 当該負傷のみ	150万円																																						
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円																																						
	ウ 住居の半壊	270万円																																						
	エ 住居の全壊	350万円																																						
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																																							
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円																																						
	イ 住居の半壊	170万円																																						
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円																																						
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																																						
貸付利率	年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）																																							
据置期間	3年以内（特別の場合5年）																																							
償還期間	10年以内（据置期間を含む）																																							
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主 <ol style="list-style-type: none"> 1.世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2.家財の1/3以上の損害 3.住居の半壊又は全壊・流出 ● 所得制限があり、表の額以下の場合が対象。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff;">世帯人員</td> <td style="background-color: #e6f2ff;">市町村民税における前年の総所得金額</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。ただし、住居が滅失した場合は1,270万円。</td> </tr> </table> <p>※対象は、都道府県において災害救助法が適用された市町村が、1以上ある場合などの自然災害。</p>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。ただし、住居が滅失した場合は1,270万円。																											
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																																							
1人	220万円																																							
2人	430万円																																							
3人	620万円																																							
4人	730万円																																							
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。ただし、住居が滅失した場合は1,270万円。																																							


制度の名称	生活福祉資金貸付制度（福祉費（緊急小口資金・災害援護費））																
支援の種類	貸付（融資）																
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活福祉資金は、低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 ● 生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用（福祉費（災害援護費）」の貸付がある。それぞれの貸付限度額等は次のとおり。 <p>緊急小口資金</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から2月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後12月以内</td> </tr> </table> <p>福祉費（災害援護費）</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円（目安）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内（目安）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがある。 ● このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。 	貸付限度額	10万円以内	貸付利率	無利子	据置期間	貸付けの日から2月以内	償還期間	据置期間経過後12月以内	貸付限度額	150万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
貸付限度額	10万円以内																
貸付利率	無利子																
据置期間	貸付けの日から2月以内																
償還期間	据置期間経過後12月以内																
貸付限度額	150万円（目安）																
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%																
据置期間	貸付けの日から6月以内																
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）																
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯。 ● 福祉費（災害援護費）については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は対象外。 																

制度の名称	教科書等の無償給与（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）が対象

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした者に支給するもの。 ● 災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施する。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される者で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者が対象。 ● 激甚災害法第 25 条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される者で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、休業を余儀なくされた者が対象。


<住まいの確保・再建のための支援>


<p>制度の名称</p>	<p>住宅の応急修理（災害救助法）</p>
<p>支援の種類</p>	<p>現物給付</p>
<p>制度の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法に基づき、住宅が中規模半壊、半壊（半焼）、準半壊のいずれかの住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（いわゆる大規模半壊）した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に最小限度の部分を応急的に修理。（全壊（全焼）の場合は、修理することで居住することが可能となる場合には、個別に対象とすることが可能。） ● 応急修理は、都道府県又は市町村が業者に委託して実施。 ● 修理限度額は令和4年4月基準において1世帯あたり、 <ul style="list-style-type: none"> ① 大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）の世帯：65万5千円以内 ② 準半壊（損害割合が10%以上20%未満）の世帯：31万8千円以内 ● 同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなす。 <p>※詳細については、内閣府防災のホームページを参照。 https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_c7.pdf</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法が適用された市町村において、罹災証明書に「全壊（全焼）、大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）、準半壊」との記載がある者 <p>※応急修理期間における応急仮設住宅の使用については、応急修理の期間が1カ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に対して、応急仮設住宅の入居が可能。（入居期限は災害の発生の日から原則6カ月）</p>


<p>制度の名称</p>	<p>応急仮設住宅（災害救助法）</p>
<p>支援の種類</p>	<p>現物支給</p>
<p>制度の内容</p>	<p>【建設型応急住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象者 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないもの ※半壊であつても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（要個別協議） ● 費用限度額は令和4年4月基準において次のとおり。 1戸当たり平均 6,285,000 円 ● 住宅規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ● 着工時期 災害発生の日から 20 日以内（特別基準の設定可） <p>【賃貸型応急住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象者 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないもの ※半壊であつても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（要個別協議） ● 費用限度額 地域の実情に応じた額（実費） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの ● 住宅規模 世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模 ● 着工時期 災害発生の日から速やかに提供 <p>※詳細については、内閣府防災のホームページを参照。 https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_c2.pdf</p> 

備考

- 応急修理期間における応急仮設住宅の使用については、応急修理の期間が 1 カ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に対し、応急仮設住宅の入居が可能。（入居期限は災害の発生の日から原則 6 カ月）

<p>制度の名称</p>	<p>災害復興住宅融資（建設）</p>								
<p>支援の種類</p>	<p>貸付（融資）</p>								
<p>制度の内容 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、罹災証明書を交付されている者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。 ● 融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はない。 ※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要。 ● 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たす必要がある。 ● この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することが可能。 <table border="1" data-bbox="475 775 1390 909"> <thead> <tr> <th></th> <th>融資限度額（※1）</th> <th>返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地取得資金なし</td> <td>2,700万円</td> <td rowspan="2">35年</td> </tr> <tr> <td>土地取得資金あり</td> <td>3,700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となる。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員が死亡するまでである。なお、元金据置期間は設定できないことに留意すること。</p> <p>（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページを参照すること。 https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html</p> 		融資限度額（※1）	返済期間（※2）	土地取得資金なし	2,700万円	35年	土地取得資金あり	3,700万円
	融資限度額（※1）	返済期間（※2）							
土地取得資金なし	2,700万円	35年							
土地取得資金あり	3,700万円								
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自身が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設する者で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の「罹災証明書」の発行を受けた者。 								

<p>制度の名称</p>	<p>災害復興住宅融資（購入）</p>				
<p>支援の種類</p>	<p>貸付（融資）</p>				
<p>制度の内容 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、罹災証明書を交付されている者が、住宅を購入する場合に受けられる融資。 ● 融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はない。 ※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要。 ● 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たす必要がある。 ● この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することが可能。 <table border="1" data-bbox="612 775 1225 864" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">融資限度額（※1）</td> <td style="text-align: center;">返済期間（※2）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,700万円</td> <td style="text-align: center;">35年</td> </tr> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となる。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員が死亡するまでである。なお、元金据置期間は設定できないことに留意すること。</p> <p>（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページを参照すること。 https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>	融資限度額（※1）	返済期間（※2）	3,700万円	35年
融資限度額（※1）	返済期間（※2）				
3,700万円	35年				
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自身が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入する者で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の「罹災証明書」の発行を受けた者。 				

<p>制度の名称</p>	<p>災害復興住宅融資（補修）</p>				
<p>支援の種類</p>	<p>貸付（融資）</p>				
<p>制度の内容 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、罹災証明書を交付されている者が、住宅を補修する場合に受けられる融資。 ● 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たす必要がある。 ● この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することが可能。 <table border="1" data-bbox="612 645 1225 734" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">融資限度額（※1）</td> <td style="text-align: center;">返済期間（※2）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,200万円</td> <td style="text-align: center;">20年</td> </tr> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となる。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員が死亡するまでである。なお、元金据置期間は設定できないことに留意すること。</p> <p>（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページを参照すること。 https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>	融資限度額（※1）	返済期間（※2）	1,200万円	20年
融資限度額（※1）	返済期間（※2）				
1,200万円	20年				
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自身が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修する者で、罹災証明書の発行を受けた者。 				

制度の名称	公営住宅への入居
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 低所得の被災者は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができる。 ● 公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがある。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の要件を満たす者が対象。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな者 <p>※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合がある。</p>

【参考】被災者向けリーフレットポスター

付属資料 2

避難所・福祉避難所

災害発生直後の地域の避難生活の拠点として、災害情報、生活・医療に関する情報、サービスの提供、食料・飲料水の物資の提供などが行われます。

また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方は福祉避難所や、一般避難所内の要配慮スペースも利用できます。

- 在宅で避難生活をしている方も、避難所で配布する物資(食料、飲料水、ミルク、おむつ、生理用品など)や簡単な日用品(タオル、歯ブラシ、石鹸など)、「住まい」や「生活」に関する情報、相談、救護所がある場合は簡単な医療サービスなどを受けられます。
- 新型コロナウイルス感染症の疑いのある下痢、嘔吐、発熱、咳、喉痛、呼吸困難、倦怠感、味覚・嗅覚障害、皮膚症状、結核、アレルギー反応、その他の症状がある場合は、保健所や医師の診察を受けることが可能です。

避難所には新型コロナウイルス感染症対策として、マスクやアルコール消毒液、除菌シート、パーティションなども用意しています。

福祉避難所の利用に当たって

- 配慮が必要な方以外は、原則として、福祉避難所の利用はご遠慮ください。(福祉避難所ごとに、定員や参加者制限などがあります)
- 福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、福祉施設等への緊急入所や緊急ショートステイなどに対応する場合もあります。

被災者の生活再建のための支援金の給付

住宅の被害が大きい(全壊、大規模半壊又は中規模半壊)世帯は支援金の給付が受けられます。

- 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(国庫支援金)
 - 全壊等 100万円 大規模半壊 50万円
 - 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(国庫支援金)
 - 全壊、大規模半壊
 - 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借(公営住宅除く) 50万円
 - 中規模半壊
 - 建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借(公営住宅除く) 25万円
 - ※世帯人数が1人の場合は、当該世帯の金額が3/4になります。
 - ◎対象となる災害は1市町村で10世帯以上発生した災害です。

被災されたみなさまへ

災害時の「住まい」と「生活」の再建に向けて

このリーフレットは、災害発生後、被災された方に、支援制度を知ってもらうために作成しています。災害時に受けられる支援制度は、災害の規模や被害の程度により異なりますので、制度を活用の際は、自治体にご確認ください。

内閣府(防災担当) 令和4年5月作成

国の主な給付・貸付制度

被災者の支援のため、様々な給付や貸付の制度があります。

【災害でご家族が亡くなった場合や障害を負った場合】

- 災害弔慰金(給付)
 - ・生計維持者が死亡した場合 500万円以下
 - ・その他の者が死亡した場合 250万円以下
- 災害障害見舞金(給付)
 - ・生計維持者が重要な障害を受けた場合 250万円以下
 - ・その他の者が重要な障害を受けた場合 125万円以下

【災害による被害で生活再建のための資金が必要な場合】

- 災害補償資金(貸付)
 - ・貸付金額 150万円から350万円まで(貸付利率3%以内)
 - ・償還期間 3年以内(償還開始 10年以内)
- 生活再建資金貸付による貸付(貸付(小)資金、福祉費)
 - ・緊急小口資金 貸付額10万円以下(無利子)
 - ・短期期間 2月以内/償還期間 12月以内
- 福祉費(災害補償費)貸付額150万円(自営)
 - ・短期期間 6月以内/償還期間 7年以内

各種手続に必要な「防災証明書」

「防災証明書」は、災害による住宅の被害の程度等を証明する書類です。被災者生活再建支援資金などの申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要な書類になります。

- ◎交付窓口は、各市町村です。
- ◎申請すると、市町村職員による住宅の被害確認が行われ、後日、調査結果に基づいて「防災証明書」が交付されます。
- ◎手続には、申請書、身分証明書等が必要です。

ご注意ください!

カメラでもスマホでも結構です。被災した自宅の状況を写真で撮影してください。

※修理や片付けを済ませてからでは、正確な調査が困難になります。修理などを済ませる前に、被災箇所を写真で撮影してください。

カメラ・スマホなどで4方向から撮影

測水の高さがわかるように

都道府県・市町村の問い合わせ先

食品の給与・飲料水の供給

災害により流通に支障が生じ、近隣で食料の購入、飲料水の確保ができない場合は、避難所において、炊き出し食品の給与、給水車による飲料水の供給や等を実施します。

- ◎食品の給与や飲料水の供給は、避難所に滞在していただくことが前提です。
- ◎給与時間等は避難所の職員等に確認ください。
- ◎詳しくは、避難所の職員等に確認ください。

被災者の住宅再建のための災害復興住宅融資

住宅金融支援機構による、住宅に被害(全壊等)が生じた際の「防災証明書」を交付されている方が利用できる住宅再建のための融資です。

- 災害復興住宅融資(融資)
 - ・建設・購入する場合 取組総額3,700万円まで ※建設は土地を取得する場合
 - ・補修を行う場合 融資総額1,200万円まで
 - ◎申込受付期間は原則として災日から2年です。期限が延長される場合があります
 - ◎繰上返済は、下記専用ダイヤルにお話してください。
 - ◎返済総額は、下記専用ダイヤルにお話してください。
 - ◎住宅金融支援機構ホームページ www.jfpa.co.jp をご確認ください。

住宅金融支援機構お客様サービスコールセンター(災害専用ダイヤル) 0120-086-353(通話無料)

被災住宅の応急修理

住宅の応急修理は、自宅が一定の被害(大規模半壊、中規模半壊、半壊(半壊)又は半壊)を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理するものです。

- ◎応急修理ができる工事費用の限度額は1世帯あたり、
 - ・半壊以上の世帯/65万5千円以内
 - ・半壊の世帯/31万8千円以内
- ◎応急修理には以上の費用が利用可能な場合は、世帯ごととなります。
- ◎全壊であっても、修理すれば居住可能な場合、対象することが可能です。
- ◎現金を給付する制度ではありません。
- ◎応急修理は、自治体が修理業者と契約します。
- ◎修理費用を超過する工事費用は自己負担です。
- ◎詳しくは(住宅の応急修理Q&A)を確認ください。
- ◎住宅の被害を受けた世帯等に優先して短期間利用された方であれば、応急修理の実施が可能です。

修理に必要な書類 自治体に確認ください。

- ◎住宅の応急修理申込書
- ◎防災証明書(写し)
- ◎修理前の被害状況が分かる写真
- ◎修理見積書(修理業者に作成を依頼してください)
- ◎希望する業者が無い場合は市町村が業者を紹介します。
- ◎資力に関する申出書(中規模半壊、半壊及び準半壊の方)

ご注意ください!

- ◎カメラでもスマホでも結構です。自宅の被災した状況を写真で撮影してください。
- ◎修理業者との契約は自治体が行いますので、被災された方から契約をしないでください。
- ◎万一、契約をしても修理を実施しても、修理代金を支払う前に、まずは修理費の自治体にご相談ください。
- ◎申込書は、自治体又は自治体が設置する住宅相談窓口で受け取ってください。

応急仮設住宅への入居

応急仮設住宅は、自宅が崩壊するなど住むことができなかった場合に入居するものです。

入居対象は以下のとおりです。

- 住宅が全壊、全壊又は流出等の被害を受けた方
- 住宅の被害は半壊又は大規模半壊であっても、住宅として利用ができない方
- 地すべりにより避難指示を受けているなど長期にわたり自らの住居に居住できない方

※加えて、上記①、②に該当し、自宅を応急修理すれば、住宅として利用できる場合、仮設住宅に入居することがあります。

具体的な入居例

- ◎損壊家等取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない方
- ◎水害により流入した土砂や洪水等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
- ◎屋根等が損壊し、屋内に漏水により、住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方 など

◎賃貸型の仮設住宅は、世帯人数に応じて県が設定していますので自治体に確認してから物件の検討を行ってください。(現金を給付する制度ではありません)

◎自宅での居住が難しい等の場合には、公営住宅に一時入居できる場合があります。詳細は自治体に確認ください。

ご注意ください!

- ◎応急仮設住宅の貸付期間は最長で2年です。その間に恒久的な住居の確保を行ってください。
- ◎応急修理が1か月を超え、上記①、②に該当する場合には、原則最長で6か月間、仮設住宅に入居することが可能です。
- ◎なお、工事完了した場合は、速やかに退去していただくこととなります。
- ◎また、自分で物件を探して自治体又は自治体の設置する住宅相談窓口にご相談ください。
- ◎民間賃貸住宅を利用した仮設住宅に入居する場合は、家賃上限を超過しないようにしてください。(家賃上限を超えると、仮設住宅の入居対象にはなりませんのでご注意ください)
- ◎高齢の方や障害をお持ちの方は、自治体に相談の上、仮設住宅を決定してください。(事前にたい物件、各階層、バリアフリー住宅への入居など窓口でご相談ください)
- ◎ペト連れの方も自治体に相談の上、応急仮設住宅を決定してください。

生活必需品の給与・貸与

住宅が一定の被害(全壊、全壊、流失又は床上浸水)により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失した方に対して行うものです。

◎給与等される物品基準額は以下のとおりです。

世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
冬季	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円

・半壊、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
夏季	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円

※本制度は現金を給付する制度ではありません。

対象品目

- ◎タオルケット、毛布、布団などの寝具
- ◎洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツなどの下着
- ◎タオル、靴下、靴、サンダル、傘などの身の回り品
- ◎石鹸、歯磨き用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパーなどの日用品
- ◎炊飯器、鍋、包丁、ガス器具などの調理道具
- ◎茶碗、皿、箸などの食器
- ◎畳、草等による健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機、電気ストーブ又はこれに代わるもの
- ◎高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用器具などの消耗品

◎品目の詳細は自治体により異なる場合もありますので自治体窓口にご確認ください。

認められない物品

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オーブンレンジ、ドライヤーなどの家電製品

◎支給品は世帯人数により上記基準額の範囲内での申請となります。(見舞品ではないため、全ての品目を給与又は貸与する訳ではありません)

◎申請窓口は、自治体になります。自治体で申請書を受け取ってください。

◎手続には、申請書のほか、防災証明書、身分証明書等が必要になります。

◎現金を給付する制度ではありません。現物を給与・貸与することになりますので、お返しをお願いします。

ダウンロード先：内閣府防災情報のページ

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujo.html



災害時は

自治体から救助が受けられます。

避難とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は避難場所に行く必要はありません。
また、小中学校や公民館だけでなく、親戚・知人宅等も避難先となります。

*詳細は、最寄りの自治体にご確認ください。

避難所で避難生活を送られている方はもちろんのこと、
知人宅に避難している方、自宅を避難、または途中で避難
生活をしている方も避難所で食料や飲料水の給与を
受けられます。
そのほか、全壊・半壊・床上浸水等、住宅の被害に応じて
以下の支援を受けることができます。

各種手続に必要な「り災証明書」

「り災証明書」は、災害による住宅の被害の程度
等を証明する書類です。被災者生活再建支援金
などの申請のほか、税金の減額、各種融資など
の様々な申請に必要になります。

- 交付窓口は、各自治体です。
- 申請すると、市町村職員による住宅の被害確認実
査が行われ、後日、自治体から「り災証明書」
が交付されます。
- 手続には、申請書、交付申請書等が必要で、

ご注意ください!

カメラでもスマホでも結構です。
撮影した自宅の状態を
写真で記録してください。

写真や片付けをしましてからでは、正確な被害が判
定できません。記録をなるべく早くにあらため、
被災地の写真も撮ってください。



避難所・福祉避難所

災害発生直後の地域の避難生活の拠点として、災害復興、
生活・医療に関する情報・サービスの提供、食料・飲料水等
の提供などが行われます。
また、高齢者や障害者などの特別な配慮が必要な
方（福祉避難所）も利用できます。



○新型コロナウイルス感染症の直下の状況において、3つの
「密」の回避など、感染対策を実施する観点から、各自治体
においてホテル・旅館等や研修所等も避難所として利用でき
ます。利用できる施設等については最寄りの自治体にご確
認ください。

食料の給与・飲料水の供給

災害により食料や飲料水が入り込まない、自宅が被害がで
ない、自宅の水道が出ないなどの場合、避難所において
配布しその他の理由による食料の給与・飲料水の供給が行
われます。



- 食料や水以外にも紙おむつ、ミルク、生活用品、雨具の下着
や靴下なども配布があります。
※おむつは避難所の配布数に制限があります。
- 飲料水については、給水車が巡回しますが、災害によりありま
すので限られた給水量はご了承ください。

生活必需品の給与・貸与

住宅が全壊、全焼、流失又は床上浸水により、生活上必要
な服類、寝具その他日用品等が喪失又は破損し、直ちに日常
生活を営むことが困難な方に対して行うものです。



- タオルケット、タオル、毛布などの寝具
- 防寒上下、子供防寒の上着、ニット/Tシャツなどの下着
- タオル、風呂敷、サンダル、傘などの身の回り品
- 石鹸、歯ブラシ、フィッシュペーパー、トイレシート（ペーパー）などの日用品
- 炊飯器、湯・鍋、ガスコンロなどの調理器具
- 圧力鍋、電鍋などの調理器具
- 靴、靴下などの履物
- 靴、靴下、雨具などによる衛生管理等防止対策のための必要と思われる履物、靴下、靴下、靴下
- 避難者、災害発生後毎日日常生活上の支障を伴うために必要と思われる、靴下、靴下、靴下

応急仮設住宅への入居

災害により住宅が全壊、全焼又は流失し、住むところが無く
なったりした場合、全壊、半壊等であっても住むことが困難
な場合には、応急的に仮設住宅に入居することがあります。
(通常2年以内) 入居を希望される場合は、自治体又は自治
体が設置する住宅相談窓口にご相談ください。



○仮設仮設住宅や仮設住宅として利用する場合は、世帯人数にあ
って家賃等の設定があります。家賃等を定めないようにご要
望ください。家賃1円（税込）または、全額免除（税込）の申請（自治体から）
○車庫の付く住宅を希望されている方（ベント）と一緒に暮らしてい
る方で仮設仮設住宅を希望される場合は、自治体又は自治体
が設置する住宅相談窓口にご相談ください。

被災住宅の応急修理

住宅の応急修理は、自治体が一
定の被害（大規模半壊、中規
模半壊、半壊（半壊）又は半
壊）を受けた住宅に対して、被
災した住宅の屋根、断熱、台
所、トイレ等日常生活に必要
な最小限度の部分を応急的
に修理するものです。

○応急修理が可能な工事費の上限額は1世帯あたり、
~半壊以上の住宅 65万円以内、~半壊の住宅 31万円以内
※10万円以上の修理が可能な場合は、修理費の補助も受けられます。
※応急修理は、修理完了後、別途申請する必要があります。
※応急修理は、応急修理のみです。

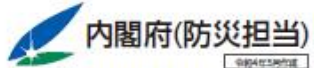
○カメラでもスマホでも結構です。自宅の被災した状況を写真で
撮影してください。
○被災者等との契約は自治体が行いますので、被災された方自
ら契約しないようにしてください。
○万が一、契約後に修理を実施しても、修理代金を支払う前に、
まずは最寄りの自治体にご相談ください。
○中止の際は、自治体又は自治体が設置する住宅相談窓口まで
お問い合わせください。

学用品の給与

住宅の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪
失若しくは破損等により学用品を喪失することがある、就
学上支障のある小・中学校児童、中学校生徒及び高等学校等生
徒に対して行うものです。（幼稚園児、専門学校生、大学
生等は対象外）



- 教科書及び学習の教材
学習に不可欠なものとして配布しているワークブック、辞書、辞典等
○防災用具（防災用服）
ヘルメット、防寒、防じん用マスク、防じん用マスク、防じん用マスク、
防じん用マスク、防じん用マスク
- 生活用具、生活用具、生活用具、生活用具



最寄りの自治体の連絡先

詳しくはコチラ [災害救助法の概要](#) [検索](#)
内閣府＞防災情報のページ＞被災者支援
<http://www.bousai.go.jp/fairsaku/hokoyagyousei/index.html>

ダウンロード先：内閣府防災情報のページ
https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujo.html



